

一般社団法人首都圏産業活性化協会 次期役員候補者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 本委員会は、一般社団法人首都圏産業活性化協会（以下「協会」という。）がその定款第12条第1項に定める役員の任期満了に伴う新たな役員の選任について、総会議案として提出するにあたり、その前提となる理事会議案の作成に必要な次期役員候補者を選定することを目的とする。

(構成)

第2条 本委員会は、委員10人以内で構成する。

(委員の選任)

第3条 本委員会は、協会理事のうちから協会会長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任することを妨げない。

(委員の報酬)

第5条 委員は、無報酬とする。

(役員)

第6条 本委員会には次の役員を置き、委員の互選により選出する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(役員職務)

第7条 本委員会の役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、本委員会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは欠けたときはその職務を代理する。

(役員任期)

第8条 本委員会の役員任期は、委員の任期と同一とする。

(会議)

第9条 本委員会の召集、開催及び議決は以下のとおりとする。

- (1) 本委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- (2) 本委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- (3) 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見聴取)

第10条 本委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第11条 委員は業務上知り得た秘密事項について、第三者に漏らしてはならない。

(事務局)

第12条 本委員会の事務局は協会に置く。

(庶務)

第13条 本委員会の庶務は、協会事務局において処理する。

(この要綱に定めのない事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年1月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年1月21日から施行する。